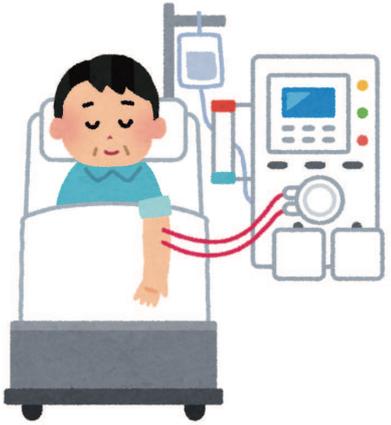


夜間に人工透析で通院している人へ
**福岡県腎臓疾患患者
 福祉給付金（後期分）**

●対象者 次の全てに当てはまる人

- ◇県内に住んでいる
- ◇身体障害者手帳を持っている
- ◇夜間の人工透析治療（治療開始時間が午後5時以降）の回数が1カ月5回以上
- ◇次のいずれかに当てはまる

- ①自宅から医療機関までの距離が片道10km以上
- ②通院のため公共交通機関またはタクシーの運賃を1カ月2000円以上負担



福祉タクシー利用券を交付します

●対象者 市内に居住する在宅の人

- ◇視覚、下肢・体幹、内部機能のいずれかの障がい
- ◇身体障害者手帳の等級が1級・2級
- ◇下肢・体幹、平衡機能のいずれかの障がいの等級が3級で、その他の障がい重複することにより、身体障害者手帳の等級が1級・2級
- ◇視覚、下肢・体幹、内部機能、平衡機能のいずれかの障がい重複することにより、身体障害者手帳の等級が1級・2級
- ◇療育手帳の判定がA
- ◇精神障害者保健福祉手帳の等級が1級

※施設に入所している人や、医療機関に入院している人は、対象になりません。

●必要なもの

- ①申請書②通院証明書③債権者登録申出書④住民票謄本（世帯全員の分）⑤申請者と配偶者・扶養義務者の令和5年分の所得を証明するもの（令和6年度市県民税課税証明書など）⑥通帳のコピー

※①～③は申請先で配布、③⑥は初めて申請する人のみ提出

●申請期限 3月31日（月）

●申請と問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当
 ☎(580)1852

●必要なもの

- ◇身体障害者手帳
 - ◇療育手帳
 - ◇精神障害者保健福祉手帳
- ※代理人でも申請可

●申し込みと問い合わせ先

福祉サービス課障がい福祉担当
 ☎(580)1852
 ☎(573)8083



令和7年度の利用券

●受付開始日 3月24日（月）

●交付枚数 年間48枚を限度（1枚あたり500円分の利用券）

※じん臓機能障がい1級の人は、年間60枚を限度